

糸満市公害対策審議会規則（昭和52年糸満市規則第19号）新旧対照表

改正後	改正前
<u>糸満市生活環境保全審議会規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>糸満市生活環境保全条例</u>（昭和52年糸満市条例第17号）第23条第1項の規定に基づき、<u>糸満市生活環境保全審議会</u>（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （会長及び副会長） 第2条 審議会に会長及び副会長を<u>置き</u>、委員の互選に<u>よって</u>これを定める。 2・3 〔略〕 （関係者の出席） 第4条 審議会において必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を<u>聴き</u>、又は必要な資料を提出させ説明を<u>聴くこと</u>ができる。 （委任） 第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関する事項は、会長が審議会に<u>諮って</u>定める。	<u>糸満市公害対策審議会規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>糸満市公害防止条例</u>（昭和52年糸満市条例第17号）第23条第1項の規定に基づき、<u>糸満市公害対策審議会</u>（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （会長及び副会長） 第2条 審議会に会長及び副会長を<u>おき</u>、委員の互選に<u>よつて</u>これを定める。 2・3 〔略〕 （関係者の出席） 第4条 審議会において必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を<u>聞き</u>、又は必要な資料を提出させ説明を<u>聞くこと</u>ができる。 （委任） 第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関する事項は、会長が審議会に<u>はかつて</u>定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。